

## 令和4年度 産業廃棄物処理業者等に対する行政処分の状況

(R5.2.9現在)

| 番号 | 事業者名<br>代表者名                | 所在地             | 許可の区分（許可番号）<br>再生利用業の区分（指定番号）              | 処分内容 | 処分<br>年月日 | 処分理由（改善命令の内容）   | 根拠法令      | 備考 |
|----|-----------------------------|-----------------|--|------|-----------|---|-----------|----|
| 1  | 株式会社内山総合設備<br>代表取締役<br>増田政雄 | 千曲市大字粟佐1254番地 4 | 産業廃棄物収集運搬業<br>(2006194734)                 | 許可取消 | R4. 5. 13 | 株式会社内山総合設備は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）違反により、平成30年11月15日に上田簡易裁判所において罰金刑が確定し、同日に執行を終えた。<br>また、同社の役員は、同違反により、平成30年11月16日に上田簡易裁判所において罰金刑が確定し、同日に執行を終えた。<br>このことにより、被処分者及び役員が法第14条第5項第2号イ及びニに規定する法第7条第5項第4号ニの欠格要件に該当するため（法第14条の3の2第1項1号及び第2号該当） | 法第14条の3の2 |    |
| 2  | 共和アスコン株式会社<br>代表取締役<br>金原一男 | 安曇野市穂高牧766番地 1  | 一般廃棄物処理施設<br>(平成8年7月5日付け許可、<br>第96-10401号) | 許可取消 | R4. 6. 1  | 令和4年3月18日付けで産業廃棄物収集運搬業の許可を取消された新栄土木株式会社の役員（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第7条の第5項第4号ホに該当）複数名は、共和アスコン株式会社の役員を兼務している。<br>このことにより、共和アスコン株式会社は法第7条第5項第4号ヌの欠格要件に該当するため（法第9条の2の2第1項第1号該当）。  | 法第9条の2の2  |    |
| 3  | 株式会社郷原興業<br>代表取締役<br>百瀬慎一郎  | 松本市大字寿豊丘943番地 1 | 産業廃棄物収集運搬業<br>(2004191184)                 | 許可取消 | R4. 6. 8  | 株式会社郷原興業の役員は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）違反により、令和4年4月19日付けで松本簡易裁判所から罰金の刑に処せられ、同日に執行を終えた。<br>このことにより、株式会社郷原興業の役員が法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ニの欠格要件に該当することから、株式会社郷原興業が法第14条第5項第2号ニの欠格要件に該当するため（法第14条の3の2第1項第2号該当）。                             | 法第14条の3の2 |    |
| 4  | 株式会社東城組<br>代表取締役<br>矢嶋文彦    | 茅野市泉野1909番地     | 産業廃棄物収集運搬業<br>(2002135783)                 | 許可取消 | R4. 6. 27 | 株式会社東城組の役員は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）違反により、令和3年11月16日付けで諏訪簡易裁判所から罰金の刑に処せられ、同日に執行を終えた。<br>このことにより、株式会社東城組の役員が法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ニの欠格要件に該当することから、株式会社東城組が法第14条第5項第2号ニの欠格要件に該当するに至ったため（法第14条の3の2第1項第2号該当）。                           | 法第14条の3の2 |    |

令和4年度 産業廃棄物処理業者等に対する行政処分の状況

(R5.2.9現在)

| 番号 | 事業者名<br>代表者名                          | 所在地               | 許可の区分（許可番号）<br>再生利用業の区分（指定番号） | 処分内容 | 処分<br>年月日 | 処分理由（改善命令の内容）   | 根拠法令      | 備考 |
|----|---------------------------------------|-------------------|-------------------------------|------|-----------|---|-----------|----|
| 5  | 東日本クリーン<br>サービス株式会社<br>代表取締役<br>樋口 悦久 | 群馬県渋川市有馬2494番地171 | 産業廃棄物収集運搬業<br>(2009052349)    | 許可取消 | R5. 2. 9  | 東日本クリーンサービス株式会社は、令和5年1月18日に前橋地方裁判所において破産手続の開始決定がなされた。<br>このことにより、東日本クリーンサービス株式会社は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号口の欠格要件に該当するに至ったため（法第14条の3の2第1項第4号該当） | 法第14条の3の2 |    |